

熊谷市農業委員会
第37回総会議事録

令和6年8月27日（火）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第37回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年8月27日（火）午後2時00分
- (2) 閉会の日時 令和6年8月27日（火）午後3時20分
- (3) 場 所 妻沼行政センター301・302会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
- (2) 現在数 46名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 38名
- (2) 欠席数 8名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	木村 進	11	欠	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	欠	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	欠	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	欠	水野 明
8	欠	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	欠	中嶋 儀臣	1 5	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	1 6	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	1 7	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	1 8	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	1 9	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	2 0	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	2 1	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	2 2	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	2 3	出	田沼 寛央
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	欠	細田 文男
1 1	－	欠 員	2 5	出	森 一男
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	奥野 進	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(4) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届け出
について(2a未満農業用施設)

報告事項(5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告事項(6) 時効取得を原因とする農地の権利移転について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第37回総会を開会いたします。 それでは、はじめに木部会長より、ご挨拶をいただきます。
木部会長	（ 木部会長挨拶 ）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中14名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中24名でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （ 議長一任の声あり ） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 1 番 木村 委員、 2 番 森田 委員 をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議 長	議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 以上、7 議案です。よろしく御審議願います。
事務局	各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。 議案書及び議案書資料は共に 1 ページから 2 ページを御覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については全 7 件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してありと おりです。 全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第 3 条第 2 項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。 また、議案番号 6 について補足説明がございます。議案番号 6 の案件は〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇〇〇〇〇を目的としております。ここで議案書の 11 ページを御覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条の一時転用許可の議案番号 3 において〇〇〇〇〇〇〇〇の転用期間〇〇〇〇の更新の可否をこの後御審議いただきます。これに伴い議案第 1 号にて〇〇〇〇〇〇〇〇の更新も併せて行うものです。更新については本件を含めて〇回目の更新となります。そのため、本件の許可条件として、先程申し上げた農地法第 5 条の一時転用許可を併せて要するものです。 この農地法第 5 条の一時転用許可が本総会において許可相当の議決であった場合、その後埼玉県へ進達され審議されるため、本件の許可日は 3 条の通常許可日での許可ではなく、農地法第 5 条の一時転用の許可日と同日となります。説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等がありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、事務局説明にありましたように、議案番号 6 については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇〇〇〇〇の更新も併せて行うことから、

議 長	後程審議いただく農地法第5条の一時転用の許可日と農地法第3条の許可日が同日である必要があるとのことです。このため、議案番号6については別に審議いたします。本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号における議案番号6について、農地法第3条の許可日を〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇〇〇〇の更新に係る農地法第5条の許可日と同日とするものとして許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数です。よって、本案については、農地法第3条の許可日を〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇〇〇〇の更新に係る農地法第5条の許可日と同日とするものとして許可すべきものと決しました。 続きまして、ただいま審議いたしました議案番号6以外の案件につきまして審議いたします。本案につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第1号における議案番号6以外の案件につきまして、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については許可すべきものと決しました。 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	説明に先立ちまして訂正がございます。議案書資料3ページ、議案第2号の議案番号1につきましては、農地区分が2種、転用該当条文は空欄となります。大変申し訳ございませんでした。 それでは、議案書の3ページ、議案書資料の3ページを御覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については3件で、内訳は「自己用住宅」、「共同住宅」、「農家住宅（敷地拡張）」で

事務局	す。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	説明に先立ちまして、訂正がございます。議案書資料 4 ページの議案第 3 号、議案番号 1 につきましては、農地区分が第 3 種農地、議案番号 3 につきましては、農地区分が第 3 種農地となります。大変申し訳ございませんでした。 議案書の 4 ページから 9 ページ、議案書資料は 4 ページから 5 ページを御覧ください。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については全 18 件、内訳は「自己用住宅」10 件、「駐車場」2 件、「資材置場」2 件、「資材置場（敷地拡張）」1 件、「宅地への進入路」1 件、「飲食店舗（休憩所）」1 件、「福祉施設」1 件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 ここで議案番号 4、議案番号 12、議案番号 13 について補足説明がございます。 議案番号 4 については、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請」の議案番号 1、議案番号 2 と一体で、合計〇筆での〇〇〇〇〇〇〇〇〇を計画する申請です。 議案番号 12 及び議案番号 13 については、申請地が〇筆で構成されており、譲渡人が各筆で異なるため、2 件の申請となっておりますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の建築を計画する申請です。

議 長	(なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）、を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 1 2 ページを御覧ください。議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については 3 件で、内訳は「飲食店舗（休憩所）」 2 件、「太陽光発電用地」 1 件です。 1 点御報告いたします。議案書の 1 2 ページ、議案番号 3 については、「許可相当」、ないしは「条件付きでの許可相当」で御審議いただきたいと思います。条件の内容ですが、「経済産業省による変更の認可を確認したのちに許可」をしてほしいとするものです。転用の審査にあたり事業実施の確実性を確認するものであり、本案件は当初の認定を取得しているところまで確認ができています。 しかしながら、使用する○○○○○○○○○○など申請内容の変更手続きを取っていると○○○に伺っていますが、経済産業省からの変更の認可を確認する書類が本日までに提出されておられません。○○○を通して依頼していますが、準備中で本日の総会に間に合いませんでした。そこで、条件付きとし、真偽が確認された後に許可相当にしようとするものです。以上、御審議の程よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	ただいま事務局から説明のありましたとおり、議案番号 3 については、許可相当とは考えられるものの、条件を付すべきかどうか、事務局より説明がありました。よって、本案について別に審議をいたします。本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)

議 長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における議案番号３について、本案を許可相当とするかどうかについて先にお諮りしたのち、条件を付すかどうかお諮りいたします。それでは、まず、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手多数 ） 挙手多数です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。続いて、本案に「経済産業省による変更の認可を確認した後に許可とされたい」という条件を付すべきかどうかお諮りいたします。本案に「経済産業省による変更の認可を確認した後に許可とされたい」という条件を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手多数 ） 挙手多数です。よって、本案は条件を付して許可相当とするに決しました。 続いて議案第５号における議案番号３以外の案件について審議をいたします。本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における、議案番号３以外の案件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第６号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第６号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。議案書１３ページから２５ページ、議案書資料６ページを御覧ください。申請件数は９７件、１７３筆、２２９，５７９．００㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。今回の計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。

事務局	また、1, 000㎡未満の新規就農が2件ございます。以上、御審議の程、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。 議案番号467については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、議案番号467について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における議案番号467について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続きましてもう1件、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。 議案番号484については、貸付人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、議案番号484について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

	(なしの声)
議 長	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 6 号における議案番号 4 8 4 について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。
根岸委員	議案番号 3 0 3 2 以降、中間管理が借受人となっているがこれはどういうケースでしょうか。
事務局	現在、中間管理を実施している地区の追加申請となっています。
根岸委員	中間管理では耕作者が耕作不能となった場合、2 年間は面倒を見てくれるとされているが、そうしたケースも含まれているのでしょうか。
事務局	議案第 6 号では、利用集積の案件となりますので土地所有者から中間管理機構への貸借を扱っています。中間管理から耕作者についての貸し借りについては議案第 7 号における審議となります。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 6 号における議案番号 4 6 7 及び 4 8 4 以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議 長	次に、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 26 ページから 32 ページまでと議案書資料の 7 ページを御覧ください。議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。 今回の促進計画は、奈良地区、秦南部地区、中条地区、東別府地区、三尻地区、中曽根地区、玉作地区の 7 地区の案件について審議していただきます。 貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。 今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する 78 筆は、農地のすべてを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。 議案番号 44 から 47 までについては、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、議案番号 44 から 47 までについて、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。 （なしの声） 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 7 号における議案番号 44 から 47 までについて、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ）

議 長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 7 号における議案番号 4 4 から 4 7 まで以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（１）から（６）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。
西田委員	1 点よろしいですか。
議 長	西田委員。
西田委員	報告事項の（６）について、時効取得とは 2 0 年間使い続けていれば所有権を取得できるというものだと思うが、〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇まで使い続けていたということだが詳細を教えてください。
事務局	農地法 3 条の 3 で相続と時効取得については届け出で足りるとされています。法務局から時効取得があった旨の通知があり、時効の起算日なども法務局の所管であり、それに基づいた情報を記載しています。なお、時効取得については今回から総会に報告するよう変更を行いました。
議 長	以上で本日の議案、報告、全て終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局次長	本部会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。 【任期満了に伴い、農業委員会事務局長より挨拶】 事務局からは以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。 （ なしの声 ） それでは、閉会の挨拶を夏目会長職務代理からお願いします。
夏目会長職務代理	（ 挨拶する ）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	内田 佳行
次長兼農政係長	佐藤 雅史
農地係長	佐藤 茂幸
主任	滝口 悠太
産業振興部農業政策課	
主任	山下 彩香

令和6年8月27日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次

署名委員 木 村 進

署名委員 森 田 豊